

## ○就労証明書に必要な添付書類

※就労形態において、以下に該当する方は、就労証明書の他に添付書類が必要です。

・「派遣会社」として勤務する方

直近の「労働者派遣契約書」または「就業条件明示書」の写し

・「役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等)」、「自営業主(個人事業主)」、「家族従事者の方」

会社役員、自分が会社やお店を営んでいる方、配偶者や祖父母、その他の親族が営んでいるお店などに勤務している方です。

以下の①②の書類を1種類ずつ、ご提出ください。書類がない場合や勤務実態に整合性がとれない場合は利用調整において減点となります。

①事業概要確認書類:登記事項証明書、営業許可証、税務署へ提出する開業届出書、事業の名称・所在地・内容などが分かるパンフレットやホームページ

②勤務者が、継続的に働いていることが確認できる書類(直近3か月分):出勤簿、給与明細書、賃金台帳など